

砺波市雪対策基本計画

令和5年12月

砺波市

計画の趣旨

砺波市は、冬期間の雪による市民生活や産業活動への支障を克服するとともに、地域の特性に応じた生活環境の整備と市民参加による地域ぐるみ除排雪を積極的に推進して冬期の道路の交通確保を強化し、雪に強い公共サービスに努めてきたところである。その結果、幹線道路の除排雪を中心として克雪対策は、消雪装置の設置、地域ぐるみによる除排雪体制の充実により、平年並みの降積雪に十分対応できるまでになっている。さらに雪に親しむ親雪活動においては、徐々に雪の催事が開催されるまでになっている。

今後の雪対策は克雪にとどまらず、降積雪期においても快適な生活環境を確保するとともに、高齢化社会の進展に対応し、高齢者や歩行者にとっても住みやすいといえるような、ゆとりを持って雪と向かい合っていける雪対策全般の向上を図っていくことが課題と考えられる。

雪は、毎年降り、かつ、積もる。私たちは、互いに力を合わせ雪に対して創意と勇気を持って取り組み雪を克服し、雪を利用して雪に親しむ郷土「砺波」を創造しなければならない。

本計画は、砺波市雪対策条例に基づき、新しい時代にふさわしい、雪に強くいきいきとした魅力ある郷土の創造を目指し、その取り組むべき施策の方向を明らかにするものである。

目次

I	雪対策の目標	1
II	雪対策の基本方針	2
	1 雪に強い明るく住みよいまちづくり	
	2 雪を利用し活力あるまちづくり	
	3 雪に親しむ心豊かなまちづくり	
III	雪対策の主要な施策	4
第1章	雪に強い明るく住みよいまちづくり	4
	1 雪に強いまちづくり	4
	(1) 地域の特性に応じた生活環境の整備	4
	(2) 道路整備	5
	(3) 雪に強い建築物の普及	6
	2 道路交通の確保と除排雪の推進	6
	(1) 市における除排雪	6
	(2) 地域における除排雪	7
	(3) 高齢化社会への対応策の強化と要援護世帯等に対する除排雪	8
	(4) 除排雪のための水資源の有効利用	8
	3 産業の雪害防止	8
	(1) 農林業対策	8
	(2) 商工業対策	9
	4 雪災害対策等	9
	(1) 消防、防災対策の整備	9
	(2) 情積極的な情報発信	9
第2章	雪を利用し活力あるまちづくり	10
	1 雪を利用する観光や産業の振興	10
	(1) 観光開発の推進	10
	(2) 産業の振興	10
第3章	雪に親しむ心豊かなまちづくり	11
	1 雪に親しむ機会の推進	11
	(1) 施設設備の充実	11
	(2) 雪に親しむ各種イベントの開催	11
	(3) 雪に親しみ、自然に対する豊かな感受性の育成	11
付属資料		
砺波市雪対策会議委員		
砺波市雪対策条例		
砺波市雪対策会議規則		
砺波市地域除排雪施設等整備事業補助金交付要綱		

I 雪対策の目標

雪対策の目標は、降積雪期においても無雪期に近い安全性、利便性、快適性を備えたまちづくりである。

そのため、市と市民が互いに力を合わせ、創意と勇気を持って雪対策に取り組み、雪に強い明るく住みよい、活力あるまちづくり、更に雪と共存し、雪の文化を発展させ、心豊かな郷土「砺波」を創造することにある。

Ⅱ 雪対策の基本方針

雪対策は、市と市民がそれぞれの役割の中で、自ら問題として雪をとらえ、雪による市民生活や産業活動への支障を除き雪の特長を積極的に活用するまちづくりを長期的かつ総合的に推進することが基本である。

また、雪に対するイメージを新しい発想のもとに一新し、科学技術の成果や市民の経験と創意を集結して雪の強いまちづくりを積極的に推進することが、活力ある砺波をつくるために不可欠な課題である。

このため、無雪害まちづくりや雪に強い道路網の形成、雪害情報の積極的な提供、市民による地域ぐるみ除排雪など総合的、計画的な事業の実施のほか、雪を楽しむなど雪の積極的活用を図るため、砺波市総合計画との整合性を保ちながら、雪対策基本計画を策定し、総合的な雪対策を推進するため次の基本方針を推進する。

1 雪に強い明るく住みよいまちづくり

雪に強い明るく住みやすいまちづくりは、安全で快適な雪に強い生活環境の整備が必要である。

歩行者や自動車が安全かつ円滑に通行できるよう、雪を十分考慮した道路網の整備や道路構造の改善を推進するとともに、市民参加による地域ぐるみ除排雪体制の確立により、道路の交通確保の強化を図る。

市街地や市街地周辺また集落地においては、雪の処理を効果的に実施できる水資源の確保や雪捨て場としてのオープンスペースの確保、山間地や団地等における駐車場の確保が必要である。

建築物については、耐雪型住宅等の普及に努めるとともに、公共建築物の耐雪、耐寒化を推進する。

また、産業における雪害を防止し、雪に強い産業の振興を図るため、安全な道路交通の確保や産業活動基盤の整備に努める。

さらに、雪による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、砺波市地域防災計画に基づき、効果的に対策を実施し、市民の安全性の確保を確立する。

2 雪を利用した活力あるまちづくり

雪を利用した活力あるまちづくりは、毎年降り積もる雪を、雪国にしかない有限な資源であるという観点から雪を利用する対策が必要である。

雪を利用したスキーや雪祭り等の観光開発、冬の寒さを利用した特産品作りなど、地場産

業の振興を図り、地域の活性化と安住化を推進する。

また、雪の温度を利用した貯蔵施設など古来からあるその地域の伝統的な雪利用を掘り起こし、新しい活力と工夫が必要である。

3 雪に親しむ心豊かなまちづくり

雪に親しむ心豊かなまちづくりは、雪の美しさを誇りとし、雪の文化を発展させることであり、古来からある雪国の行事や習慣と粘り強く勤勉な市民性を新しい目で見直し、将来を担う子供たちに、雪に親しむ教育を引き継いでいく必要がある。

また、冬期の体力・健康づくりや遊び、学ぶ心豊かな対策として、スポーツ、レクリエーションを冬期に取り入れる創意と工夫を行い、独特の冬期スポーツ、レクリエーションを推進する。

さらに、雪の無い地方との交流を図り、雪国の美しさと文化を啓発し、雪に親しむ機会の増大を図る。

Ⅲ 雪対策の主要な施策

第1章 雪に強い明るく住みよいまちづくり

[施策の方向]

降積雪期においても、無雪期に近い道路の交通確保と雪に強い生活環境の整備を図るとともに産業の雪害を防止し、雪害を防止して市民生活の安全性の確保を図り、明るく住みよいまちづくりを推進する。

[施策の概要]

1 雪に強いまちづくり

(1) 地域の特性に応じた生活環境の整備

降積雪期に対応できる生活環境づくりを推進するためには、地域の自然的、社会的条件に応じた整備が重要である。そのため、市街地、市街地周辺、散居村である農村地帯、更に山間地帯の地域の特性に応じた生活環境の整備を推進する。また、歩道の拡幅、交差点における歩車道の除排雪しやすい歩道の整備に努めるとともに、バス停付近などへのアクセス歩道、通園通学路などの人通りの多い歩道除雪の強化を図り快適な歩行空間を確保する。

ア 市街地及び市街地周辺

雪に強い市街地環境の整備を図るため、次の施策を推進する。

- (ア) まちづくりに対する市民の理解と意識の高揚を図る。
- (イ) 雪対策を配慮した都市計画事業（街路事業、土地区画整理事業等）を推進する。
- (ウ) 人家密集地においては、消雪装置や流雪溝の整備を図る。なお、消雪の整備においては、既設井戸を利用した交互散水方式等を考慮し、地下水の節水に努めていくものとする。
- (エ) 開発行為における宅地開発については、道路に消雪装置を設置するよう指導するものとして、克雪まちづくりを推進する。なお、この場合においても、地下水の節水に努めるなどの資源の有効活用が図れるよう指導するものとする。
- (オ) 防災及び雪処理空間を確保するため、公園や緑地、共同駐車場の整備を図る。

イ 農村（散居村）

雪に強い農村環境を図るため、次の施策を推進する。

（ア）集落内道路及び共同駐車場の整備を図る。

（イ）集落内の人家密集地においては、消雪装置や流雪溝（用排水路）の整備を図る。

ウ 山間地

雪に強い山村環境の整備を図るため、次の施策を推進する。

（ア）山間地の道路や待避場、共同駐車場の整備を図る。

（イ）急勾配箇所においては、表流水を利用した路面消雪装置の整備を図る。

（ウ）雪崩防止施設等の整備を図る。

（２）道路整備

降積雪期といえども無雪期と同様に雪に煩わされることなく日常生活、社会活動に支障が生じないよう道路の交通は確保されなければならない。そのため、雪に強い道路とするため、道路網の整備や道路改良を行い、豪雪時でも道路管理者が連携を図り、雪に強い道路の整備がなされるように要請する。

ア 道路網の整備

降積雪時においても市民生活や産業活動に支障が生じないよう雪に強い道路網の整備を推進する。

（ア）高速交通時代に対応した基幹道路の整備

能越自動車道の全線早期完成に努める。

（イ）幹線道路の整備

国道の改良促進、主要地方道及び一般県道の未改良箇所の早期完成に努める。

（ウ）市道の整備

国・県道と結ぶ幹線道路の整備、市街地における都市計画道路の整備を図る。

（エ）農道等の整備

主要な幹線道路と結ぶ農道の整備を図る。

イ 雪に強い道路構造

雪に強い道路構造とするため、道路構造の強化に努める。

（ア）堆雪帯をもった広幅員道路の整備、消雪施設、流雪溝の整備を図る。

（イ）雪崩防止施設や待避場の整備を図る。

（ウ）交差点、橋梁、急勾配及び急カーブの道路改良に努める。

（エ）道路上の占用物件の地中化の推進、歩道の拡幅及び消雪装置の整備、交差点における改良等、除排雪が容易な歩道の整備を進める。

ウ 安心できる除雪システムの構築

除雪の質的向上を図るなど安心できる除雪システムの構築に努め、橋梁や踏切の内におけるスリップ事故の発生しやすい危険箇所について、消雪施設の整備を図る。

(3) 雪に強い建築物の普及

当地方の雪は、水分を多く含んだ重い雪であり、積雪深が屋根の荷重限度を超える場合は、建物の倒壊を防止するため、屋根雪下ろしが必要となる。そのため、屋根雪下ろしによる労力の省力化や精神的、肉体的疲労の軽減を図るとともに、建築物の耐震構造等による雪に強い住宅づくりの普及に努める。

また、災害時の避難場所や応急活動の拠点として役割を担う公共建築物の耐雪、耐寒化を積極的に推進する。

ア 公共建築物の耐雪化を積極的に推進するため、今後建築する公共建築物の積雪荷重基準を高める。

イ 雪対策を考慮した建築物の配置と緊急時にも対応できる施設内容及び駐車場の確保に配慮する。

2 道路交通の確保と除排雪の推進

(1) 市における除排雪

降積雪期における道路交通の確保は、雪による市民生活や産業活動の支障を克服するため極めて重要である。そのため、除排雪は、機械による除排雪を主体として消雪装置及び流雪溝の拡充により、道路を中心とした面的除排雪を強化して交通確保を図る。また、他の道路管理者と連携調整して、市が管理する道路については、豪雪時における対応も含めた道路除雪計画を毎年度策定し、市道の適切な除排雪を実施する。

ア 道路の除排雪

(ア) 道路除雪実施計画の策定

- a 除排雪路線の決定（一種、二種の二段階）
- b 除排雪基準の設定
- c 除排雪体制
- d 歩行者空間の確保
- e 雪捨て場の確保
- f 除排雪機械の整備拡充
- g オペレーターの養成確保
- h 緊急除排雪路線の確保

(イ) 交通規制の要請

降積雪期において道路交通に支障を及ぼすおそれがある時は、公安委員会に対して交通規制を要請する

(ウ) 道路上駐停車の除排雪等

道路除排雪作業や交通の障害となる路上駐停車を防止するため、市民への積極

的な啓発活動を展開する。

市民は、路上停車や車両を道路に放置しないよう配慮する。また、市民自らの除排雪の実施にあたっては、道路交通及び流水の支障が生じないよう配慮する。

(エ) 公共交通の利用の促進

市民に対して、豪雪時におけるマイカーの使用を自粛する啓発や要請を広報活動により実施し、豪雪時の公共交通機関等の利用促進を図る。また、公共交通機関の相互の連携が図られるよう努める。

イ 公共施設の除排雪

市民の利用に支障が生じないよう公共施設の適切な除排雪を実施する。

ウ 消雪施設のリフレッシュ（更新）事業を計画的に実施する。

(2) 地域における除排雪

降雪及び積雪は、日常の市民生活や産業活動に支障を及ぼす影響が非常に大きいため、地域住民が一丸となって克服していく必要がある。また、生活道路の除排雪は、地域住民の協力なくして実施できない問題であり、積極的な地域住民の協力体制の確立が必要である。

そのため、市民の理解と協力を得て、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という市民意識の高揚と地域ぐるみ除排雪活動を積極的に推進して、地域の生活道路の確保を図る。

また、雪による障害のうち特に雪害感の強い屋根雪処理対策の強化を図るため、県との連携のもと除排雪情報の提供窓口の設置について検討を進めるとともに、屋根雪処理作業員の派遣事業、除排雪ボランティア活動へ積極的に支援する。

ア 地域ぐるみ除排雪活動を積極的に推進するため、地域住人組織に対して、地区除雪センターの整備に関する助成を実施する。

(ア) 砺波市地域除排雪施設等整備事業

- a 地区除雪機械格納庫整備事業
- b 除排雪機械整備事業
- c 消雪装置整備事業
- d 流雪溝整備事業
- e 共同駐車場整備事業
- f 除雪オペレーター育成事業

(イ) 小型除雪機械整備事業

ア 地域ぐるみ除排雪活動の推進を図るため、地域住民組織に対して、除排雪活動に対する指導、助言及び協力を実施する。

イ 地域ぐるみ除排雪活動事業の推進にあたっては、国、県の事業を積極的に導入して推進する。

ウ 市民は、地域ぐるみ除排雪活動に対して積極的に参加するものとする。

- エ 事業所は、地域における除排雪活動へ参加するよう努めるものとする。
- オ 市民は、消雪管のノズル点検等に対して積極的に参加するものとする。

(3) 高齢化社会への対応策強化と要援護世帯に対する除排雪

高齢化社会への進展に対応し、高齢化世帯や一人暮らし高齢者、母子、障害者世帯等で自ら除排雪を行うことが困難な世帯においても、安心して生活できるよう施策の推進を図る。

- ア 歩道除雪の強化等など、快適な歩行者空間の確保に努める。
- イ 地域ぐるみ除排雪などの積極的展開を図り生活道路の確保に努める。
- ウ 援護を要する一人暮らし高齢者、母子・障害者世帯等で、自らの力だけでは除排雪を行うことが困難な世帯に対して、市は、地域住民と連携して効果的な手段を講ずるとともに、民生委員、児童委員や高齢福祉推進員、更に地域住民の支援協力を要請し、ボランティア活動への積極的な支援を図る。

(4) 除排雪のための水資源の有効利用

砺波市は、庄川の扇状地に位置し、年間を通じて降雨量、降雪量とも多く、また、各河川や灌漑用水路等からの浸透水を地下水のかん養源として豊富で良質な地下水に恵まれている。しかし、社会経済の発展と生活様式の変化により工業用水及び生活水の需要が増加し、地下水の大量取水により近年地下水位の低下傾向が見られ、安定した取水が次第に困難になろうとしている。そのため、地下水に変わるべき水利用の調査研究を推進する。

また、市民は地下水資源が有限であることを認識し、地下水の有効利用に努めなければならない。

- ア 河川の表流水による消流雪水源の開発に努める。
- イ 表流水の利用については、関係機関との調整を図り、消流雪に対応できる設備に努める。
- ウ 河川水や農業用水の利用については、国、県、用水管理者と協議して推進する。
- エ 市民に対して、広報活動により冬期地下水の有効利用と使用自粛を要請する。

3 産業の雪害防止

(1) 農林業対策

農林業における雪害を防止するため、雪に強い栽培作物の普及のほか、造林技術及び雪害防止技術の普及を図る。

- ア 雪に強い栽培作物や農業用施設等の雪害対策の充実を図る。
- イ 雪に強い造林業技術の普及を図る。

ウ 森林総合整備事業や県単独森林整備事業を積極的に推進し、雪に強い健全な森林の整備を図る。

(2) 商工業対策

商工業における雪害を防止するため、アーケードや駐車場等の整備された雪に強く明るい商店街づくりを推進するとともに、商店街、中小企業が設置する消雪施設、駐車場等に対する融資の斡旋及び助成を実施する。また、「砺波市商工業振興条例」に基づき、雪に強い商工業の環境整備を推進する。

4 雪災害対策等

(1) 消防、防災施設の整備

降積雪期も消防、防災施設は、市民の生命、身体、財産を保護する上で欠くことのできない重要であるため、その整備を推進する。

ア 消防施設の整備

消防用資機材及び消火栓等の消防水利の確保を図るとともに、消防職団員の確保や消防分団器具置場等の整備により、消防力の充実に努める。

また、冬期消防活動上、特に必要な消防水利の確保を図るため、防火水槽及び消火栓の施設整備と点検を実施する。

なお、消火栓の整備については、地下式消火栓を推進する。

イ 救急・救助体制の整備

砺波市地域防災計画に基づき、降積雪時に伴う災害の予防を図るため、雪害や積雪期の大規模地震等に対する防災体制の強化に努める。また、消防施設の整備等により、救急・救助体制の整備・充実に努め、豪雪時におけるタイムラインに基づき救急・救助業務が円滑に実施されるよう努める。

ウ 防災

降積雪期における市民生活の安全性を確保するため、砺波市地域防災計画に定める予防、応急、復旧対策に万全を期する。

(2) 積極的な情報発信

市内の降雪予測や降積雪状況、一斉除雪出動の情報提供をホームページなどを活用し幅広く周知を行う。

第2章 雪を利用した活力あるまちづくり

[施策の方向]

雪が多面性を持っていることの認識の上に、降積雪期における観光開発及び雪を利用する産業の振興を図り、活力あるまちづくりを推進する。

[施策の概要]

1 雪を利用する観光や産業の振興

(1) 観光開発の推進

雪を利用したスキー場等の冬期観光開発を推進するため、施設の整備や雪にちなんだ各種イベントを開催するとともに、宣伝活動を推進する。

ア スキー場の施設設備の整備

ゲレンデ設備やリフト、その他の設備を整備するとともに、県定公園指定による関連整備を進め、冬期の観光資源、地域振興資源として最大限の活用を図る。

イ イベントの充実

夢の平スノーフェスティバル、スキー教室等の雪を生かしたイベントの開催、雪吊りコンクール、保育・幼稚園児、児童クラブによるコンクール等を開催するとともに、各種イベントの連携を促進し内容の充実を図る。

ウ 県内他市町村と一体となって、冬の観光キャンペーンの充実を図る。

エ 冬の観光コースの充実を図る。

(2) 産業の振興

雪を利用した産業の振興を図るため、冬期地場産業の育成を図る。

ア 冬期の低温で甘みを増す「カン(寒)カン(甘)野菜」の普及やチューリップ等の園芸作物栽培の振興のほか、麦栽培の推進を図る。

イ 冬期の地域活性化のため、地場産業の大門そうめんや農産加工品の振興を図る。

ウ 農業に関する雪利用の技術開発を、国、県及び関係機関に働きかける。

第3章 雪に親しむ心豊かなまちづくり

[施策の方向]

降積雪期における市民生活が心豊かで明るくなるよう、スポーツ、レクリエーション及び生活文化の振興を図る各種イベントを開催するなど雪に親しむ機会を推進する。

[施策の概要]

1 雪に親しむ機会の推進

(1) 施設設備の充実

雪を積極的に活用したスポーツ・レクリエーションの振興は、市民の体力・健康を増進するとともに、明るく楽しい余暇の活用を実現し、心の鍛練と、精神的に雪を克服する大きな要因となる。このため、となみ夢の平スキー場における冬期間のレクリエーションゾーンとして整備を推進する。

(2) 雪に親しむ各種イベントの開催

市民に広く冬期スポーツ、レクリエーションの普及を図るため、市民体育大会、スノーフェスティバル等を開催する。

(3) 雪に親しみ、自然に対する豊かな感受性の育成

冬期間ならではの雪を生かした様々な体験を通して、自然の豊かさを感じ取ることができるよう機会を創出にする。

ア スキー学習や野外学習の充実を図る。

イ 休み時間等を利用した遊びの充実を図る。

そりやビニール袋などを使用して坂を滑ったり、雪を固めて雪像を作ったりするなど、活動の仕方を工夫する。

ウ 校庭内にちびっ子スキー場を設置する。